

改正

平成30年3月30日規則第46号

那須烏山市行政財産使用料条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市行政財産使用料条例(平成22年3月那須烏山市条例第5号。以下「条例」という。)第8条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成30年規則46号〕

(使用料の納入通知)

第2条 市長又は市の教育委員会(以下「市長等」という。)は、条例第3条の規定により使用料を算定したときは、条例第2条に規定する使用者(以下「使用者」という。)に対し納入通知書を送付するものとする。

(使用料の分納申請等)

第3条 使用者は、条例第5条第3項の規定に基づき、使用料を分納しようとするときは、行政財産使用料分納申請書(別記様式第1号)により市長等に申請しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による申請を受理したときは、これを審査し、その適否を決定したときは、行政財産使用料分納承認通知書(別記様式第2号)又は行政財産使用料分納不承認通知書(別記様式第3号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の減免申請等)

第4条 使用者は、条例第6条の規定に基づき、使用料の減額又は免除を受けようとするときは、行政財産使用料減免申請書(別記様式第4号)により市長等に申請しなければならない。

2 市長等は、前項の規定による申請を受理したときは、別表に定める使用料の減免基準によりこれを審査し、その適否を決定したときは、行政財産使用料減免承認通知書(別記様式第5号)又は行政財産使用料減免不承認通知書(別記様式第6号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付)

第5条 使用者は、条例第7条の規定に基づき、使用料の還付を受けようとするときは、行政財産使用料還付請求書(別記様式第7号)により市長等に請求するものとする。

(様式の読替え)

第6条 この規則に規定する様式を市の教育委員会の所管に係る行政財産に適用する場合においては、当該様式中「那須烏山市長」とあるのは「那須烏山市教育委員会教育長」とする。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長等が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第46号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前のそれぞれの規則の規定により作成された様式及びこ

これらに準ずると市長が認める様式で現に残存するものについては、この規則による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第4条関係）

行政財産使用料減免基準

減免対象	減免率
1 国又は他の地方公共団体若しくは公共団体が公用又は公共用に供するため使用するとき。（条例第6条第1号）	100%以下
2 公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体がその事務又は事業の用に供するため使用するとき。（条例第6条第2号）	
（1）公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体が市の事務又は事業に密接に関連する公益を目的とした事務又は事業の用に供するため使用するとき。	100%以下 （収益を上げている団体は50%以下）
（2）公共的団体又は公益的団体及びこれらに類する団体が市の事務又は事業に密接な関連はないが公益を目的とした事務又は事業の用に供するため使用するとき。	50%以下
3 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。（条例第6条第3号）	100%以下
4 上記に掲げるもののほか、市長等が特に必要があると認めるとき。（条例第6条第4号）	
（1）福祉団体において、福祉活動の財源を得るための食堂、売店、自動販売機、公衆電話機等を設置するために使用するとき。	100%以下
（2）職員の福利厚生を目的とする団体の事務又は事業の用に供するために行政財産を使用させるとき。	100%以下
（3）市の施設の用に供される専用電柱及び専用設備の用に供するために行政財産を使用するとき。	100%以下
（4）地震、火災、水害等の災害により当該行政財産を使用の目的に供し難いと認められるとき。	当該行政財産を使用の目的に供することができないと認められる程度に相当する額
（5）上記に掲げる事由に類するもので市長等が特に必要があると認めるとき。	100%以下

備考

- 「公共団体」とは、独立行政法人、土地改良区、土地区画整理組合等の法令に基づき、一定の行政を行うことを存立の目的と与えられた法人で目的達成に必要な範囲で公権力の行使が認められるものをいう。
- 「公共的団体又は公益的団体」とは、農業協同組合、森林組合、漁業組合その他の協同組合、商工会、商工会議所等の産業経済団体、観光協会等の観光事業団体、老人ホーム、赤十字社、社会福祉協議会等の厚生社会事業団体、青年会、婦人会、文化協会、体育協会等の文化事業団体等の公共的な活動を営むものをいい、法人格を持つかどうかは問わないものとする。